

# 資 料 編

# 1 主な関係施策

基本 目標	施策名	施策の取組内容	実施 主体	対象者		
				母 子	父 子	寡 婦
相 談 ・ 情 報 提 供	母子自立支援員等による相談・情報提供	≪自立支援策の利用促進のための情報提供≫ 相談担当者の研修等を行い、情報提供の強化を行う。又、各制度に関して、ホームページ、パンフレットや広報紙等の活用により情報提供を行うとともに制度の周知を図る。	県 桐村	○	○	○
		≪母子自立支援員等による相談≫ ひとり親家庭等の日常生活のさまざまな相談にきめ細かく対応し、関係機関とのネットワークを活用して自立を支援。 (相談機関についてはP40、各福祉事務所)	県 市等	○	○	○
		≪スマイルセンターにおける相談≫ ひとり親家庭等の就業に関する相談及び生活全般にわたる相談を実施。 (相談機関についてはP44)	県	○	○	○
		≪戸別訪問員による相談≫ 就職活動に至らない母子家庭の母について、戸別訪問による相談を行い自立を支援。 (相談についてはP40、県福祉事務所)	県	○		
能 の 充 実	法律相談事業	≪弁護士による法律相談≫ ●年12回開催 ●1人30分程度、予約制 ●料金無料 (相談機関についてはP41、(社)奈良県母子福祉連合会)	県	○	○	○
能 の 充 実	女性相談・DV相談	≪こども家庭相談センターにおける相談≫ 子どもや女性、家庭に関する問題に対して相談に応じ、援助を行う。 ●電話相談 ●面接相談 (相談機関についてはP43)	県	○	○	○
		≪女性センターにおける相談≫ 女性のあらゆる問題や悩みについて相談に応じる。 (女性センター:0742-22-1240)	県	○	○	○
能 の 充 実	身近な地域活動者による情報提供	母子福祉団体・民生委員等の身近な地域活動者による情報提供の充実を図る。	県 桐村	○	○	○
	地域におけるひとり親家庭の交流・相談	ひとり親の「自立意欲の形成」に向け、母子福祉団体等、身近な地域団体による交流・相談の場づくりを促進。	県 桐村	○	○	○

基本 目標	施策名	施策の取組内容	実施 主体	対象者		
				母 子	父 子	寡 婦
就 業 支 援 策 の 推 進	就業相談・就業情報提供	<<スマイルセンターによる就業支援>> ひとり親等への一貫した就業支援サービスを提供し、関係機関とのネットワークを活用して自立を支援。 ●職業適性診断 ●求人情報提供 ●季刊誌、講習案内等送付 (相談機関についてはP44)	県	○	○	○
		<<自立支援プログラム策定事業の実施>> 児童扶養手当受給者で、自立・就労に意欲のある者について計画的に自立を支援。	県 市等	○	○	○
		<<母子自立支援員等による就業相談>> ひとり親家庭等の日常生活のさまざまな相談にきめ細かく対応し、関係機関とのネットワークを活用して自立を支援。 (相談機関についてはP40、各福祉事務所)	県 市等	○	○	○
	就業に向けた能力開発	就業支援講習会・セミナー等の実施 (相談機関についてはP44、県スマイルセンター)				
		<<就業支援講習会事業>> 就業に結びつく可能性の高い技術や資格取得のための講習会を実施。 ●講習内容:IT、調理師、ホームヘルパー等	県	○		○
		<<就業支援セミナー事業>> 就業にあたって必要な基礎知識を身につけるためのセミナーを実施。	県	○		○
		<<公共職業訓練>> (相談機関についてはP44、ハローワーク) 求職者や離職者を対象に、総合的な職業能力の開発・向上を図る。 施設内訓練 ●科目:ITシステム、オフィスビジネス等 ●期間:6か月～1年 施設外訓練(委託訓練) ●科目:ビジネス実践、総務実務、訪問看護等 ●期間:3か月～2年	県	○	○	
		<<就労困難者在宅就業支援事業>> 在宅で就業できる業務のための訓練・育成を行う。	県	○	○	○
		母子家庭自立支援給付事業(相談機関についてはP40、各福祉事務所)				
		<<自立支援教育訓練給付金事業>> 母子家庭の母が就業に有利な教育訓練を受講する場合、その受講料の一部を給付。 ●対象講座:雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座	県 市等	○		
<<高等技能訓練促進費事業>> 母子家庭の母が資格の取得を目指して養成期間で修業する場合、受	県 市等	○				

		講期間の一定期間について、訓練促進費を支給。 ●対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士				
技能取得期間中の貸付	母子家庭の母及び寡婦が、就職に必要な知識・技能を取得する場合や自ら新たに事業を開始する場合(共同事業含む)に、母子寡婦福祉資金貸付金の技能取得資金や生活資金等の貸付を行う。	県	○		○	
就業機会の拡充	《事業主への母子家庭の母等の雇用の働きかけ》 事業主に対し母子家庭の母等の雇用について理解を得るため、広報・啓発等の働きかけを行う。	県 楠村	○	○	○	○
	《公共的施設における雇用の促進》 母子及び寡婦福祉法第29条及び第34条に基づき、県、市町村及び社会福祉施設等において母子家庭及び寡婦の雇用を促進。	県 楠村	○		○	

基本目標	施策名	施策の取組内容	実施主体	対象者			
				母子	父子	寡婦	
子育て支援策の推進	多様な保育サービス	《保育所優先入所》 母子及び寡婦福祉法第29条及び34条に基づき、ひとり親家庭の親が就業等を十分に行うことができるよう優先入所を促進。	楠村	○	○		
		《延長保育事業》 保護者の就業形態の多様化に対応するため保育時間の延長を実施。	楠村	○	○		
		《休日保育事業》 日曜・祝日等の保護者の就業等による、休日の保育を実施。	楠村	○	○		
		《一時預かり事業》 保護者の就業形態の多様化、傷病や育児疲れ等に対応するため、一時預かりを実施。	楠村	○	○		
		《病後児保育等事業》 子どもが病気回復期のときや母親の産後回復期等に対応するため、保育所や医療機関等において、こどもを預かる。	楠村	○	○		
		《ファミリーサポート・センター事業》 育児援助を受けたい人で行きたい人が会員となり相互援助を行う。 ●保育所への送迎 ●保育所開所時間前後の保育 ●病後児保育等	楠村	○	○		
		子育て短期支援事業					
		《ショートステイ事業》 保護者が病気など、一時的に子どもの養育が困難になった時などに、児童福祉施設において短期間子どもを預かる。 ●利用期間:7日以内 ●利用金額:1日4,000~7,000円程度	楠村	○	○		
	《トワイライトステイ事業》	楠村	○	○			

進   子育 て 支 援 策 の 推 進		保護者が仕事等で帰宅が夜間にわたる等で、子どもの養育が困難になった時などに、児童福祉施設において預かり食事の提供等を行う。 ●利用時間:1日4時間、年間6カ月以内 ●利用期間:16~22時までの間				
	児童の健全育成	《放課後児童クラブの優先的利用》 昼間(放課後)保護者のいない児童の健全育成を図るため、児童館や学校の余裕教室等で、指導員が遊びや生活の指導を実施。 ●対象児童:保護者が昼間家庭にいない小学校1~3年生の児童等	桐村	○	○	
		《ひとり親家庭の児童のための訪問援助事業》 児童が気軽に相談することのできる大学生等を派遣し、悩みの相談、生活面の指導を行う。	桐村	○	○	
	子育て相談・教育相談	《子育て電話相談・電話教育相談等による相談》 専門の相談員による子育て電話相談・電話教育相談等による相談を行う。 (相談機関についてはP42~43)	県 桐村	○	○	
	養育費確保支援	《弁護士による法律相談》 法律に関する諸問題について、弁護士による特別相談を行う。 ●年12回開催 ●1人30分程度、予約制 ●料金無料 (相談機関についてはP41 (社)奈良県母子福祉連合会)	県	○	○	○
	《養育費確保に向けた広報・啓発の促進》 児童扶養手当現況届提出時等において情報提供を行うとともに、母子自立支援員に対し養育費に関する研修を実施。	県 桐村	○	○		

基本 目標	施 策 名	施 策 の 取 組 内 容	実施 主体	対象者		
				母 子	父 子	寡 婦
生 活 支 援 策	経済的支援	《母子及び寡婦福祉資金貸付金の貸付》 母子及び寡婦の自立の助長と児童の福祉の増進するための福祉資金貸付制度。 ●事業開始資金 ●修学資金 ●事業継続資金 ●修業資金 ●就職支度資金 ●生活資金 ●技能習得資金 ●住宅資金 ●医療介護資金 ●転宅資金 ●就学支度資金 ●結婚資金 (相談機関についてはP40各福祉事務所)	県 市等	○		○
		《児童扶養手当》 父又は母と生計を同じくしていない児童の養育者に手当を支給し、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図る。	県 市等	○	○	
		《遺族基礎年金》 国民年金に加入していた夫が死亡したとき、18歳未満の子どもがある妻又は18歳未満の子に支給される年金。	国	○		
		《遺族厚生年金》 厚生年金に加入していた夫が死亡したとき、遺族基礎年金に上乗せして	国	○		

の 推 進		支給される報酬比例の年金。				
		<p>《ひとり親家庭の医療費助成》</p> <p>ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、健康の保持及び福祉の増進を図るため父子家庭にも拡充し、児童(満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)とその児童を扶養する者の医療費の自己負担分の一部を助成する。</p>	桐村	○	○	
		<p>《保育所保護者負担金の減免》</p> <p>ひとり親世帯の課税状況に応じて保育所の保護者負担金を減免。</p>	桐村	○	○	
		<p>《JR定期券割引制度》</p> <p>生活保護又は児童扶養手当の支給を受けている世帯が、「通勤定期乗車券」に限り3割引まで購入できる制度。</p>	JR	○	○	
		<p>《(財)奈良県交通遺児等援助会激励金》</p> <p>交通事故や自然災害で父又は母を亡くした18歳未満の児童に激励金(10万円)を支給。</p>	財団	○	○	
生 活 支 援 策 の 推 進	日常生活支援	<p>《母子家庭等日常生活支援事業》</p> <p>ひとり親家庭の親や寡婦が、一時的に生活援助、保育サービスが必要になった場合、家庭生活支援員の派遣等により支援を行う。</p> <p>●支援内容:家事、介護、食事や身の回りの世話、保育サービス</p> <p>●利用金額:生活援助300円以内、子育て支援150円以内 (相談機関についてはP41、(社)奈良県母子福祉連合会)</p>	県 桐村	○	○	○
	住宅支援	<p>《母子生活支援施設における支援》</p> <p>施設入所により、精神的に安定できる環境を提供しつつ、子育てと生活の自立が図れるよう支援を行う。</p> <p>《公営住宅における優先入居》</p> <p>県営住宅では、母子世帯等の福祉世帯向けに優先枠を設定。又、市町村においても地域の実情に応じて実施を検討。</p>	県 市等  県 桐村	○	○	

## 2 主な相談機関

### 総合的な相談窓口

#### ●県福祉事務所

名称	電話番号	住所	所管区域
奈良県中和福祉事務所	0745-22-1701	大和高田市大中98-4	山辺郡 生駒郡、磯城郡、高市郡、北葛城郡
奈良県吉野福祉事務所	0746-32-5315	吉野町大字上市133	宇陀郡 吉野郡(十津川村を除く)

#### ●福祉事務所設置市町村役場(母子福祉相談窓口)

名称	電話番号	住所
奈良市福祉事務所	奈良市子育て課	0742-34-1111 二条大路南1-1-1
〃 西部出張所		0742-46-3978 学園南3-1-5
大和高田市社会福祉事務所	大和高田市児童福祉課	0745-22-1101 大中100-1
大和郡山市福祉事務所	大和郡山市こども福祉課	0743-53-1151 北郡山町248-4
天理市社会福祉事務所	天理市児童福祉課	0743-63-1001 川原城町605
橿原市福祉事務所	橿原市児童福祉課	0744-22-8984 畝傍町9-1
桜井市社会福祉事務所	桜井市児童福祉課	0744-42-9111 粟殿432-1
五條市福祉事務所	五條市児童福祉課	0747-22-4001 本町1-1-1
御所市社会福祉事務所	御所市児童課	0745-62-4512 1-3
生駒市福祉事務所	生駒市こども課	0743-74-1111 東新町8-38
香芝市福祉事務所	香芝市児童福祉課	0745-79-7522 逢坂1-374-1
葛城市福祉事務所	葛城市子育て福祉課	0745-48-2811 長尾85(當麻庁舎)
宇陀市福祉事務所	宇陀市福祉課	0745-82-8000 榛原区下井足17-3
十津川村福祉事務所		0746-62-0902 小原225-1

#### ●町村役場(母子福祉相談窓口)

名称	電話番号	住所	名称	電話番号	住所
山添村 保健福祉課	0743-85-0045	大西1395-1	王寺町 福祉介護課	0745-73-2001	王寺2-1-23
平群町 福祉課	0745-45-1001	吉新1-1-1	広陵町 福祉課	0745-55-6771	笠161-2
三郷町 福祉政策課	0745-73-2101	勢野西1-1-1	河合町 福祉政策課	0745-57-0200	池部1-1-1
斑鳩町 福祉課	0745-74-1001	法隆寺西3-7-12	吉野町 健康福祉課	0746-32-8856	丹治130-1
安堵町 健康福祉課	0743-57-1590	東安堵853	大淀町 福祉課	0747-52-5501	桧垣本2090
川西町 健康福祉課	0745-44-2211	結崎28-1	下市町 住民福祉課	0747-52-0001	下市1960
三宅町 健康福祉課	0745-43-3580	伴堂848-1	黒滝村 保険福祉課	0747-62-2031	寺戸77
田原本町 健康福祉課	0744-32-2901	890-1	天川村 住民課	0747-63-9110	南日浦200
曾爾村 住民生活課	0745-94-2101	今井495-1	野迫川村 住民課	0747-37-2101	北股84
御杖村 保健福祉課	0745-95-2828	菅野1581	下北山村 住民課	07468-6-0001	寺垣内983
高取町 住民福祉課	0744-52-3334	観音寺990-1	上北山村 住民課	07468-2-0380	河合381
明日香村 健康づくり課	0744-54-2001	岡55	川上村 住民福祉課	0746-52-0111	迫1335-7
上牧町 福祉課	0745-76-1001	上牧3350	東吉野村 住民福祉課	0746-42-0441	小川99

●母子福祉団体

《母子家庭の母や寡婦など同じ境遇で同じ悩みを持つ人々の自主的な団体》

名 称	電話番号	住 所
奈良県母子福祉連合会	0742-29-0188 (法律相談)	橿原市大久保町320-11



## 子育て相談窓口

### ●地域子育て支援拠点 《センター型》

保育所等で、育児相談や育児関連情報の提供、子育てサークル等を実施

名 称	電話番号	住 所	名 称	電話番号	住 所
佐保山保育園	0742-27-0725	奈良市法蓮町1368	平群町子育て支援センター	0745-46-1211	平群町福貴1113
奈良市子育て支援センター	0742-33-5560	奈良市三条本町8-1	三郷町西部保育園	0745-73-7634	三郷町立野北1-45-5
地域子育て支援センター登美	0742-44-2250	奈良市中登美ヶ丘1-1994-3	川西町子育て支援センター	0745-43-2575	川西町唐院122
ゆめの丘SAHO	0742-61-5130	奈良市鹿野園町806	伴堂保育所	0745-43-0654	三宅町伴堂707-1
大和高田市子育て支援センター	0745-23-1501	大和高田市池田418-1	宮古保育園	0744-34-1611	田原本町宮古667
ふたば保育園	0743-59-4141	大和郡山市今国府町60-9	曾爾子育て支援センター	0745-94-2201	曾爾村伊賀見2881-1
子育てゆとり創造センター天理	0120-67-1612	天理市遠田町511-1	たかとり保育園	0744-52-3786	高取町観音寺1230-1
橿原市子育て支援センター	0744-20-0220	橿原市白橿町8-19-1	西穴闇保育所	0745-57-0215	河合町穴闇169
飛鳥学院保育所	0744-45-4356	桜井市谷280	延明保育園	0747-52-0388	大淀町桧垣本2097-1
こひつじ	0745-66-0022	御所市増355	下市こひつじ保育園	0747-52-7228	下市町阿知賀112-9
ゆめふうせん	0745-71-8008	香芝市関屋北5-8-22	野迫川村へき地保育所	0747-37-2450	野迫川村北股51
大宇陀保育所	0745-83-3511	宇陀市大宇陀拾生806			

### ●地域子育て支援拠点 《ひろば型》

名 称	電話番号	住 所	名 称	電話番号	住 所
つどいの広場 こもれび	0742-45-4410	奈良市西大寺新池町2-33	いこま乳児保育園「てくてく」	0743-74-3999	生駒市元町2-14-8
つどいの広場 ぶんぶん	0742-72-1941	奈良市右京1-3-4	子育てサロンみつぎランド	0743-75-2111	生駒市元町1-6-12
つどいの広場ノレ	0742-24-3305	奈良市南京終町212-3	つどいの広場 ほっとスマイル	0743-70-0885	生駒市鹿畑町3013
つどいの広場 お陽さま	0742-41-5888	奈良市富雄元町1-22-12	子育て交流センターおののこえん	0745-79-7522	香芝市逢坂1-374-1
子育て広場	0745-22-4150	大和高田市旭北町4-34	香芝市マミつどいの広場	0745-79-7522	香芝市真美ヶ丘6-10
片塩子育てステーション	0745-22-1438	大和高田市片塩町7-14	香芝市子育て支援センター	0745-78-5340	香芝市旭ヶ丘4-12-20
オークワン子育てステーション	0745-22-1438	大和高田市幸町3-18	葛城市子育て支援センター	0745-69-5241	葛城市北花内341
高田こども園子育て支援室	0745-43-5010	大和高田市市内本町11-22	菟田野子育て支援センター	0745-84-3586	宇陀市菟田野古市場1263
親子たんとん三の丸広場	0743-53-3020	大和郡山市南郡山町529-1	子育て支援センターたんぽぽ	0745-82-1143	宇陀市榛原萩原2078
親子たんとんついで広場	090-5672-6375	大和郡山市小南町160	斑鳩町つどいの広場	0745-70-1000	斑鳩町小吉田1-12-35
親子たんとんかたぎり広場	080-1507-5563	大和郡山市小泉町105-1	子育てすこやかサークル	0743-21-3371	田原本町阪手348-1
親子たんとん郡高広場	0743-53-1151	大和郡山市城内町2-45	明日香保育園	0744-54-4138	明日香村飛鳥469
すこやかホール	0743-63-1001	天理市川原城町605	つどいの広場 サロンゆたか	0745-76-6098	上牧町上牧3245-1
子育てサロン	0743-66-3770	天理市柳本町602	すくすく広場	0745-33-5000	王寺町久度2-2-1-501
子育て広場 ざわいプラザ	0743-21-3371	天理市川原城町326	はしお元氣村かよ広場	0745-57-3232	広陵町弁財天295-3
親と子のふれあい広場	0744-20-0220	橿原市畝傍町9-1	子育てサークル	07468-6-0015	下北山村浦向375
つどいの広場	0743-47-7088	桜井市初瀬1593	みつえこ広場御杖保育所	0745-95-2480	御杖村土屋原1479-1
つどいの広場	0747-25-2631	五條市野原西6-1-18	のびっこ広場	0746-52-0019	川上村迫628

●奈良県こども家庭相談センター

《子どもや女性、家庭に関する様々な問題に対して相談・援助を実施》

中央 ([http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-1727.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1727.htm))

高田 ([http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-12427.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-12427.htm))

名 称		相談日時	電話番号	住 所
奈良県中央こども 家庭相談センター	〈児童相談〉	電話相談/月～金曜日:9時～17時 面接相談/月～金曜日:9時～16時	0742-26-3788	奈良市紀寺町833
	〈女性相談〉	電話相談/月～金曜日:9時～20時 面接相談/月～金曜日:9時～16時	0742-22-4083	
奈良県高田こども 家庭相談センター		電話相談/月～金曜日:9時～17時 面接相談/月～金曜日:9時～16時	0745-22-6079	大和高田市大中17-6

●奈良県子育て家庭サポートセンター

《地域の子育てグループを応援、子育て相談・情報提供を実施》

(<http://www.kodomo.pref.nara.jp/sc/>)

名 称	相談日時	電話番号	住 所
子育て電話相談 (奈良県子育て家庭サポートセンター内)	月～金曜日:9時～17時 ※祝日・年末年始は休み	0744-21-4154	橿原市大久保町320-11

●児童家庭支援センター

《子育てや家庭に関する様々な悩みについて、休日や夜間の相談に応じるなど、地域に密着した相談を実施》 てんり(<http://www1.ocn.ne.jp/~tenri/>) あすか(<http://www10.ocn.ne.jp/~asuka-ga/>)

名 称	相談日時	電話番号	住 所
児童家庭支援センターてんり	月～金・日:10時～19時 ※緊急相談は24時間受付	0743-63-8162	天理市別所町715-3
児童家庭支援センターあすか	月～土:9時～17時 ※緊急相談は24時間受付	0744-44-5800	桜井市谷265-4

●テレホン相談ダイヤル 《育児やしつけ等の相談電話専用ダイヤル》

名 称	相談日時	電話番号	備 考
子どもと家庭テレホン相談 (奈良県中央こども家庭相談センター内)	月～金曜日:9時～20時 土・日・祝:9時～16時	0742-23-4152	児童と家庭に関する問題についての相談
安心子育てダイヤル (ボランティアによる電話相談)	月・火・木:10時～20時 土・日・祝:13時～17時	0744-21-0852	子育ての相談や子育て関連情報の提供など

●教育相談 《家庭生活や学校生活の悩みに関する相談》

奈良県立教育研究所 (<http://www.nara-c.ed.jp/soudan/index.html>)

名 称	相談日時	電話番号	備 考
来所教育相談 ※要予約	月～金曜日:9時～17時 (水曜日は9時～12時まで)	0744-34-5560	いじめ・不登校などの学校生活の悩みや、子育てや家庭生活の悩みなどに関するカウンセリング
電話教育相談 「あすなるダイヤル」	月～金曜日:9時～21時 土・日・祝:9時～19時	0744-34-5560	子育てなど家庭での悩み、いじめや不登校など学校生活での悩みなどに関する相談

## 就業相談窓口

### ●奈良県母子家庭等就業・自立支援センター(奈良県スマイルセンター)

《母子家庭等を対象とした職業相談・就業支援講習会等を実施》

(<http://www1.odn.ne.jp/smile-center/>)

名 称	相談日時	電話番号	住 所
奈良県スマイルセンター	月～金曜日:9時～17時 第1・3月曜日:9時～20時 (祝日は翌日振替)	0744-29-3043	橿原市大久保町320-11

### ●職業安定所(ハローワーク)

《就職・職業に関するあらゆる相談や指導、紹介、斡旋等を実施》

(「ハローワークインターネットサービス」<http://www.hellowork.go.jp/>)

名 称	相談日時	電話番号	住 所
ハローワーク奈良	月～金曜日:8時半～17時 ※求人閲覧、職業相談・紹介は、 月～金曜日:8時半～18時 土曜:10時～17時	0742-36-1601	奈良市法蓮町387
ハローワーク大和高田	月～金曜日:8時半～17時	0745-52-5801	大和高田市池田574-6
ハローワーク桜井		0744-45-0112	桜井市外山285-4-5
ハローワーク下市		0747-52-3867	吉野郡下市町大字下市2772-1
ハローワーク大和郡山		0743-52-4355	大和郡山市観音寺町168-1

### ●マザーズサロン・マザーズコーナー 《子育て中の求職者に対する就職支援》

名 称	相談日時	電話番号	住 所
マザーズサロン (ハローワーク奈良内)	月～金曜日:8時半～17時	0742-36-8614	奈良市法蓮町387
マザーズコーナー (ハローワーク大和高田内)	月～金曜日:8時半～17時	0745-52-5801	大和高田市池田574-6

### ●パートバンク 《パートに関する職業相談・紹介を実施》

名 称	相談日時	電話番号	住 所
八木パートバンク	月～金曜日:9時～17時	0744-25-8010	橿原市内膳町1-3-14成和ビル4F

### ●奈良県福祉人材センター

《福祉関係の就職・職業に関するあらゆる相談や指導、職業紹介等を実施》

(「福祉のお仕事」<http://www.fukushi-work.jp/>)

名 称	相談日時	電話番号	住 所
奈良県福祉人材センター	月～金曜日:9時～17時 第1・3月曜日:9時～20時 (祝日は翌日振替)	0744-29-0160	橿原市大久保町320-11

●奈良県しごとセンター

《就業全般の総合相談窓口。求人情報の閲覧やパソコン講習等を実施》

([http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-11833.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-11833.htm))

名 称	相談日時	電話番号	住 所
奈良県奈良しごとセンター	月～土曜日:9時～17時	0742-23-5730	奈良市西木辻町93-6エルピア奈良内
奈良県高田しごとセンター		0745-24-2010	大和高田市西町1-60エルピア中和内

●ジョブカフェ(ヤングコーナー) (<http://www.nara-jobcafe.jp/>)

《概ね35歳未満の若年者等を対象に、就職に関する様々なサポートをする“しごと探しスポット”》

名 称	相談日時	電話番号	住 所
ならジョブカフェ(ヤングコーナー)	月～土曜日:10時～18時	0742-23-5730	奈良市西木辻町93-6親しごとセンター2F

●職業能力開発施設

《職業能力のレベルアップ及び職業能力開発に関する情報提供・相談サービス等を実施》

高等技術専門学校([http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-1755.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1755.htm))

ポリテクセンター奈良(<http://www.ehdo.go.jp/nara/index.html>)

名 称	電話番号	住 所
奈良県立高等技術専門学校	0745-44-0565	磯城郡三宅町石見440
奈良職業能力開発促進センター(ポリテクセンター奈良)	0744-22-5224	橿原市城殿町433

### 3 用語解説(50音順)

	用語	解説
【あ】	一時預かり	保護者の急病や就業等で、家庭での育児が困難な場合に一時的に実施する保育
	延長保育	就業形態の多様化等に対応するために、時間を延長して行う保育
【か】	家庭生活支援員	母子家庭等が技能習得や就職活動、病気や冠婚葬祭等のため、一時的に介護、保育などのサービスが必要な場合に家事や子育て等の生活支援を行う者
	休日保育	日曜・祝日において保護者が仕事や病気などの場合に指定保育所において実施する保育
	こども家庭相談センター	子どもや女性、家庭に関する様々な問題に対して相談・援助を実施
【さ】	ごとセンター	就業全般の総合相談窓口。就職相談・情報提供、各種講習会等を実施
	ショートステイ	保護者が社会的事由により子どもの養育が困難になった時などに、児童福祉施設において短期間子どもを預かる制度
	職業訓練	公共職業安定所の受講指示・推薦を受けて、職業に必要な技能及び技術を身につける訓練
	児童扶養手当	父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童を育成している家庭に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童の父又は母あるいはその者にかわってその児童を養育している人に支給する手当
	児童養護施設	満1歳以上から満18歳に達するまでの児童のうち、家庭での生活が困難になった児童が生活する施設
【た】	特定就職困難者雇用開発助成金	母子家庭の母等就職が困難な者の雇用機会を拡大するため、これらの者を公共職業安定所または職業紹介事業者の紹介により雇い入れ、継続して雇用する事業主に対して助成金を支給
	トワライトステイ	保護者が仕事等の理由で朝かいつも夜間になるため子どもの世話ができない場合、乳児院、児童養護施設で子どもの夕食の世話等を行う
【は】	派遣社員	人材派遣会社と雇用契約を結び、派遣先企業の指揮・命令に従って働く就業形態
	ファミリーサポートセンター	育児や介護等に関して援助を行いたい人と受けたい人が会員となって相互に支え合う組織
	福祉事務所	母子及び父子家庭、寡婦、児童の自立に必要な援助など、福祉全般の相談窓口
	福祉人材センター	福祉職場の就職相談や、就職に関する情報の提供等、福祉の仕事の総合窓口
	放課後児童クラブ	小学校低学年の児童で、保護者が家庭にいない場合等に、授業の終了後適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ることを目的としたもの
	病児・病後見保育	子どもが病気や病気回復の時、又は母親の産後回復期を行う保育
	母子家庭等就業・自立支援センター	母子家庭の母等に対して就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供等を実施し、一貫した就業支援サービスの提供を行う(愛称:奈良県スマイルセンター)
	母子寡婦福祉資金	母子家庭及び寡婦に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉の増進を目的とした貸付金
	母子寡婦福祉団体	社団法人奈良県母子福祉連合会及び各市・郡の母子寡婦福祉会のことであり、研修会や母子家庭等に関わる情報交換や会員相互の親睦を図る団体
	母子自立支援員	福祉事務所へ配置され、母子家庭等のあらゆる相談に応じ、自立に必要な支援を行う
	母子生活支援施設	配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情のある女子と、その者の監護すべき児童を入所させ、保護と自立促進のために生活支援を目的とする施設
【ま】	民生委員・児童委員	社会福祉の精神を持った経験豊かな者で、県内各地域で生活のことや子どものことについて広く相談に応じている
【や】	夜間保育	就業形態の多様化に対応して、夜10時頃まで行う保育

## **4 奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン(第2次)策定委員会設置要綱**

### **(設置)**

第1条 奈良県における母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という）の自立への支援策に関する「奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン(第2次)」(以下「プラン」と呼ぶ)を策定するため、「奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン(第2次)策定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### **(所掌事項)**

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) その他、委員会の目的を達成するために必要と認められる事項。

### **(組織)**

第3条 委員会は、別紙に掲げる団体の構成員等で、団体の推薦等を受けた者により構成する。

2 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

### **(委員長及び副委員長)**

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

### **(会議)**

第5条 委員会の会議は委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、第3条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### **(事務局及び庶務)**

第6条 委員会の事務は、奈良県健康福祉部こども家庭局こども家庭課及び奈良県産業・雇用振興部雇用労政課において行う。

また、委員会の庶務は、奈良県健康福祉部こども家庭局こども家庭課において行う。

### **(雑則)**

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成22年7月26日から施行する。

## 奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン(第2次)策定委員

- |   |        |                    |
|---|--------|--------------------|
|   | 富山 恵正  | (奈良労働局職業安定課課長)     |
|   | 中庄谷 幸榮 | (奈良県民生児童委員連合会代表)   |
|   | 花岡 陸子  | (奈良県母子生活支援施設協議会会長) |
| ○ | 平井 豊子  | ((社)奈良県母子福祉連合会会長)  |
|   | 福本 菜美  | (一般委員)             |
| ◎ | 水島 かな江 | (奈良教育大学特任教授)       |
|   | 山下 真   | (奈良県市長会代表 生駒市長)    |

◎委員長 ○副委員長 (50音順)

## 5 母子及び寡婦福祉法

昭和39年7月1日法律第129号

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 すべて母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母等の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

2 寡婦には、母子家庭等の母等に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、母子家庭等又は寡婦の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。

#### (自立への努力)

第四条 母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。

#### (扶養義務の履行)

第五条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるように努めなければならない。

#### (定義)

第六条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した女子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

- 一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの
- 二 配偶者の生死が明らかでない女子
- 三 配偶者から遺棄されている女子
- 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
- 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている女子
- 六 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの



- 2 この法律において「児童」とは、二十歳に満たない者をいう。
- 3 この法律において「寡婦」とは、配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。
- 4 この法律において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。
- 5 この法律において「母等」とは、母子家庭の母及び父子家庭の父をいう。
- 6 この法律において「母子福祉団体」とは、配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの(以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。)の福祉若しくはこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人又は同法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その理事の過半数が配偶者のない女子であるものをいう。

#### (都道府県児童福祉審議会等の権限)

第七条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会。以下この条において同じ。)及び同条第四項に規定する市町村児童福祉審議会は、母子家庭の福祉に関する事項につき、調査審議するほか、同条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会は都道府県知事の、同条第四項に規定する市町村児童福祉審議会は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の諮問にそれぞれ答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

#### (母子自立支援員)

第八条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、母子自立支援員を委嘱するものとする。

- 2 母子自立支援員は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。
  - 一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。
  - 二 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこと。
- 3 母子自立支援員は、非常勤とする。ただし、前項に規定する職務につき政令で定める相当の知識経験を有する者については、常勤とすることができる。

#### (福祉事務所)

第九条 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

- 一 母子家庭及び寡婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 母子家庭及び寡婦の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

#### (児童委員の協力)

第十条 児童福祉法に定める児童委員は、この法律の施行について、福祉事務所の長又は母子自立支援員の行う職務に協力するものとする。

## 第二章 基本方針等

#### (基本方針)

第十一条 厚生労働大臣は、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 母子家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
  - 二 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
  - 三 都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)が、次条第一項の規定に基づき策定する母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画(以下「母子家庭及び寡婦自立促進計画」という。)の指針となるべき基本的な事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

#### (母子家庭及び寡婦自立促進計画)

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子福祉団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 当該都道府県等の区域において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

### 第三章 母子家庭等に対する福祉の措置

#### (母子福祉資金の貸付け)

第十三条 都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

- 一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
  - 二 配偶者のない女子が扶養している児童の修学に必要な資金
  - 三 配偶者のない女子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
  - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者のない女子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの
- 2 都道府県は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的を達成するために一定の期間継続して貸し付ける必要がある資金で政令で定めるものについては、その貸付けの期間中に当該児童が二十歳に達した後でも、政令で定めるところにより、なお継続してその貸付けを行うことができる。
  - 3 都道府県は、第一項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が児童の修学、知識技能の習得等に係る資金であつて政令で定めるものを配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに貸し付けている場合において、その修学、知識技能の習得等の中途において当該配偶者のない女子が死亡したときは、政令で定めるところにより、当該児童(二十歳以

上である者を含む。)がその修学、知識技能の習得等を終了するまでの間、当該児童に対して、当該資金の貸付けを行うことができる。

(母子福祉団体に対する貸付け)

第十四条 都道府県は、政令で定める事業を行う母子福祉団体であつてその事業に使用される者が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであるもの又はその者の自立の促進を図るための事業として政令で定めるものを行う母子福祉団体に対し、これらの事業につき、前条第一項第一号に掲げる資金を貸し付けることができる。

(償還の免除)

第十五条 都道府県は、第十三条の規定による貸付金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、当該貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

2 都道府県は、第十三条第一項第四号に掲げる資金のうち政令で定めるものの貸付けを受けた者が、所得の状況その他政令で定める事由により当該貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、条例で定めるところにより、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。

(政令への委任)

第十六条 前三条に定めるもののほか、第十三条及び第十四条の規定による貸付金(以下「母子福祉資金貸付金」という。)の貸付金額の限度、貸付方法、償還その他母子福祉資金貸付金の貸付けに関して必要な事項は、政令で定める。

(居宅等における日常生活支援)

第十七条 都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる者として政令で定めるものであつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの(以下「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」と総称する。)がそれらの者の疾病その他の理由により日常生活等に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、それらの者につき、それらの者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活等を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。

(措置の解除に係る説明等)

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、前条の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

(行政手続法の適用除外)

第十九条 第十七条の措置を解除する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(事業の開始)

第二十条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、母子家庭等日常生活支援事業(第十七条の措置に係る者につき同条の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。以

下同じ。)を行うことができる。

(廃止又は休止)

第二十一条 母子家庭等日常生活支援事業を行う者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告の徴収等)

第二十二条 都道府県知事は、母子家庭等の福祉のために必要があると認めるときは、母子家庭等日常生活支援事業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業の停止等)

第二十三条 都道府県知事は、母子家庭等日常生活支援事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第十七条の措置に係る配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの等の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

(受託義務)

第二十四条 母子家庭等日常生活支援事業を行う者は、第十七条の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(売店等の設置の許可)

第二十五条 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は母子福祉団体からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、雑誌、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売し、又は理容業、美容業等の業務を行うために、売店又は理容所、美容所等の施設を設置することを許すように努めなければならない。

- 2 前項の規定により売店その他の施設を設置することを許された者は、病気その他正当な理由がある場合のほかは、自らその業務に従事し、又は当該母子福祉団体が使用する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものをその業務に従事させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項に規定する売店その他の施設の設置及びその運営を円滑にするため、当該都道府県の区域内の公共的施設の管理者と協議を行い、かつ、公共的施設内における売店等の設置の可能な場所、販売物品の種類等を調査し、その結果を配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び母子福祉団体に知らせる措置を講じなければならない。

(製造たばこの小売販売業の許可)

第二十六条 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがたばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二十二条第一項の規定による小売販売業の許可を申請した場合において同法第二十三条各号の規定に該当しないときは、財務大臣は、その者に当該許可を与えるように努めなければならない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の規定によりたばこ事業法第二十二条第一項の許可を受けた者について準用する。

(公営住宅の供給に関する特別の配慮)

第二十七条 地方公共団体は、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)による公営住宅の供給を行う場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

(保育所への入所に関する特別の配慮)

第二十八条 市町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

(雇用の促進)

第二十九条 国及び地方公共団体は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、事業主その他国民一般の理解を高めるとともに、職業訓練の実施、就職のあつせん、公共的施設における雇入れの促進等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 公共職業安定所は、母子家庭の母の雇用の促進を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、母子家庭の母を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

3 母子自立支援員その他母子家庭の福祉に関する機関並びに児童福祉法第四十四条の二に規定する児童家庭支援センター、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設及び母子福祉団体並びに公共職業安定所は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、相互に協力しなければならない。

第三十条 国は、前条第二項の規定に基づき公共職業安定所が講ずる措置のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 母子家庭の母及び児童の雇用の促進に関する調査及び研究を行うこと。

二 母子家庭の母及び児童の雇用の促進に関する業務に従事する者その他の関係者に対する研修を行うこと。

三 都道府県が行う次項に規定する業務(以下「母子家庭就業支援事業」という。)について、都道府県に対し、情報の提供その他の援助を行うこと。

2 都道府県は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、母子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

一 母子家庭の母及び児童に対し、就職に関する相談に応じること。

二 母子家庭の母及び児童に対し、職業能力の向上のために必要な措置を講ずること。

三 母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

(母子家庭自立支援給付金)

第三十一条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金(以下「母子家庭自立支援給付金」という。)を支給することができる。

一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの求職活動の促進とその職業生活の安定とを図るための給付金

二 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの知識及び技能の習得を容易にするための給付金

三 前二号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

#### 第四章 寡婦に対する福祉の措置

(寡婦福祉資金の貸付け)

第三十二条 第十三条第一項及び第三項の規定は、寡婦(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合において、その二十歳以上である子その他これに準ずる者の福祉を増進するための資金の貸付けに関しては、当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものを含む。この項及び附則第七条第二項において同じ。)について準用する。この場合において、第十三条第一項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」及び「配偶者のない女子」とあるのは「寡婦」と、「扶養している児童」とあるのは「民法第八百七十七条の規定により扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者」と、同条第三項中「児童の」とあるのは「二十歳以上である子その他これに準ずる者の」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあり、及び「配偶者のない女子」とあるのは「寡婦」と、「児童(二十歳以上である者を含む。）」とあるのは「二十歳以上である子その他これに準ずる者」と読み替えるものとする。

- 2 民法第八百七十七条の規定により現に扶養する子その他これに準ずる者のない寡婦については、当該寡婦の収入が政令で定める基準を越えるときは、前項において準用する第十三条第一項の規定による貸付金の貸付けは、行わない。ただし、政令で定める特別の事情がある者については、この限りでない。
- 3 第十四条の規定は、同条に規定する政令で定める事業を行う母子福祉団体であつてその事業に使用される者が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるもの並びに寡婦の自立の促進を図るための事業として政令で定めるものを行う母子福祉団体について準用する。この場合において、同条中「前条第一項第一号に掲げる資金」とあるのは、「第三十二条第一項において準用する第十三条第一項第一号に掲げる資金」と読み替えるものとする。
- 4 第十五条第一項の規定は、第一項において準用する第十三条第一項及び第三項の規定による貸付金の貸付けを受けた者について準用する。この場合において、第十五条第一項中「第十三条」とあるのは、「第三十二条第一項において準用する第十三条第一項及び第三項」と読み替えるものとする。
- 5 第十六条の規定は、第一項において準用する第十三条第一項及び第三項並びに第三項において準用する第十四条に規定する貸付金(以下「寡婦福祉資金貸付金」という。)について準用する。この場合において、第十六条中「前三条」とあるのは「第三十二条において準用する第十三条第一項及び第三項、第十四条並びに第十五条第一項」と、「第十三条及び第十四条の規定による貸付金(以下「母子福祉資金貸付金」という。）」とあるのは「寡婦福祉資金貸付金」と、「母子福祉資金貸付金の」とあるのは「寡婦福祉資金貸付金の」と読み替えるものとする。
- 6 都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けることができるものについては、寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行わないことができる。

#### (寡婦日常生活支援事業)

第三十三条 都道府県又は市町村は、寡婦がその者の疾病その他の理由により日常生活等に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活等を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。

- 2 第十八条及び第十九条の規定は、前項の措置について準用する。
- 3 母子家庭等日常生活支援事業を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、寡婦日常生活支援事業(第一項の措置に係る寡婦につき同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。以下同じ。)を行うことができる。
- 4 第二十一条から第二十四条までの規定は、寡婦日常生活支援事業を行う者について準用する。この場合において、第二十二条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一

項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する第二十二条第一項」と、第二十三条中「第十七条」とあるのは「第三十三条第一項」と、「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「寡婦」と、第二十四条中「第十七条」とあるのは「第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

(売店等の設置の許可等)

第三十四条 第二十五条、第二十六条及び第二十九条の規定は、寡婦について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は母子福祉団体」とあるのは「寡婦」と、同条第三項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び母子福祉団体」とあるのは「寡婦」と、第二十六条中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「寡婦」と読み替えるものとする。

2 第二十五条第一項の規定により売店その他の施設を設置することを許された母子福祉団体は、同条第二項の規定にかかわらず、当該母子福祉団体が使用する寡婦をその業務に従事させることができる。

(寡婦就業支援事業等)

第三十五条 国は、前条において準用する第二十九条第二項の規定に基づき公共職業安定所が講ずる措置のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 寡婦の雇用の促進に関する調査及び研究を行うこと。
- 二 寡婦の雇用の促進に関する業務に従事する者その他の関係者に対する研修を行うこと。
- 三 都道府県が行う次項に規定する業務(以下「寡婦就業支援事業」という。)について、都道府県に対し、情報の提供その他の援助を行うこと。

2 都道府県は、就職を希望する寡婦の雇用の促進を図るため、母子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

- 一 寡婦に対し、就職に関する相談に応じること。
- 二 寡婦に対し、職業能力の向上のために必要な措置を講ずること。
- 三 寡婦及び事業主に対し、雇用情報の提供その他寡婦の就職に関し必要な支援を行うこと。

## 第五章 福祉資金貸付金に関する特別会計等

(特別会計)

第三十六条 都道府県は、母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金(以下「福祉資金貸付金」と総称する。)の貸付けを行うについては、特別会計を設けなければならない。

2 前項の特別会計においては、一般会計からの繰入金、次条第一項の規定による国からの借入金(以下「国からの借入金」という。)、福祉資金貸付金の償還金(当該福祉資金貸付金に係る政令で定める収入を含む。以下同じ。)&及び附属雑収入をもってその歳入とし、福祉資金貸付金、同条第二項及び第四項の規定による国への償還金、同条第五項の規定による一般会計への繰入金並びに貸付けに関する事務に要する費用をもってその歳出とする。

3 都道府県は、毎年度の特別会計の決算上剰余金を生じたときは、これを当該年度の翌年度の特別会計の歳入に繰り入れなければならない。

4 第二項に規定する貸付けに関する事務に要する費用の額は、同項の規定に基づく政令で定める収入のうち収納済となつたものの額に政令で定める割合を乗じて得た額と、当該経費に充てるための一般会計からの繰入金の額との合計額を超えてはならない。

(国の貸付け等)

第三十七条 国は、都道府県が福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額を、当該繰入れが行われる年度において、無利子で、当該都道府県に貸

し付けるものとする。

- 2 都道府県は、毎年度、当該年度の前々年度の特別会計の決算上の剰余金の額が、政令で定める額を越えるときは、その越える額に第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて得た額に相当する金額を、政令で定めるところにより国に償還しなければならない。
  - 一 当該年度の前々年度までの国からの借入金の総額(この項及び第四項の規定により国に償還した金額を除く。)
  - 二 前号に掲げる額と当該都道府県が当該年度の前々年度までに福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額(第五項の規定により一般会計に繰り入れた金額を除く。)
- 3 前項の政令で定める額は、当該都道府県の福祉資金貸付金の貸付けの需要等の見通しからみて、同項の剰余金の額が著しく多額である都道府県について同項の規定が適用されるように定めるものとする。
- 4 都道府県は、第二項に規定するもののほか、毎年度、福祉資金貸付金の貸付業務に支障が生じない限りにおいて、国からの借入金の総額の一部に相当する金額を国に償還することができる。
- 5 都道府県は、毎年度、第二項又は前項の規定により国への償還を行った場合に限り、政令で定める額を限度として、福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額の一部に相当する金額を、政令で定めるところにより一般会計に繰り入れることができる。
- 6 都道府県は、福祉資金貸付金の貸付業務を廃止したときは、その際における福祉資金貸付金の未貸付額及びその後において支払を受けた福祉資金貸付金の償還金の額に、それぞれ第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて得た額の合計額を、政令で定めるところにより国に償還しなければならない。
  - 一 国からの借入金の総額(第二項及び第四項の規定により国に償還した金額を除く。)
  - 二 前号に掲げる額と当該都道府県が福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額(前項の規定により一般会計に繰り入れた金額を除く。)
- 7 第一項の規定による国の貸付け並びに第二項、第四項及び前項の規定による国への償還の手續に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 第六章 母子福祉施設

### (母子福祉施設)

第三十八条 都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者は、母子家庭の母及び児童が、その心身の健康を保持し、生活の向上を図るために利用する母子福祉施設を設置することができる。

### (施設の種類)

第三十九条 母子福祉施設の種類の種類は、次のとおりとする。

- 一 母子福祉センター
  - 二 母子休養ホーム
- 2 母子福祉センターは、無料又は低額な料金で、母子家庭に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。
  - 3 母子休養ホームは、無料又は低額な料金で、母子家庭に対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする施設とする。

### (施設の設置)

第四十条 市町村、社会福祉法人その他の者が母子福祉施設を設置する場合には、社会福祉法の定めるところによらなければならない。



(寡婦の施設の利用)

第四十一条 母子福祉施設の設置者は、寡婦に、母子家庭に準じて母子福祉施設を利用させることができる。

## 第七章 費用

(市町村の支弁)

第四十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

- 一 第十七条の規定により市町村が行う母子家庭等日常生活支援事業の実施に要する費用
- 二 第三十一条の規定により市町村が行う母子家庭自立支援給付金の支給に要する費用
- 三 第三十三条第一項の規定により市町村が行う寡婦日常生活支援事業の実施に要する費用

(都道府県の支弁)

第四十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 第十七条の規定により都道府県が行う母子家庭等日常生活支援事業の実施に要する費用
- 二 第三十条第二項の規定により都道府県が行う母子家庭就業支援事業の実施に要する費用
- 三 第三十一条の規定により都道府県が行う母子家庭自立支援給付金の支給に要する費用
- 四 第三十三条第一項の規定により都道府県が行う寡婦日常生活支援事業の実施に要する費用
- 五 第三十五条第二項の規定により都道府県が行う寡婦就業支援事業の実施に要する費用

(都道府県の補助)

第四十四条 都道府県は、政令で定めるところにより、第四十二条の規定により市町村が支弁した費用のうち、同条第一号及び第三号の費用については、その四分の一以内を補助することができる。

(国の補助)

第四十五条 国は、政令で定めるところにより、第四十二条の規定により市町村が支弁した費用のうち、同条第一号及び第三号の費用についてはその二分の一以内を、同条第二号の費用についてはその四分の三以内を補助することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、第四十三条の規定により都道府県が支弁した費用のうち、同条第一号、第二号、第四号及び第五号の費用についてはその二分の一以内を、同条第三号の費用についてはその四分の三以内を補助することができる。

## 第八章 雑則

(大都市等の特例)

第四十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

(実施命令)

第四十七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

附 則 (抄)

## 6 母子家庭及び寡婦の生活の安全と向上のための措置に関する基本的な方針(抜粋)

平成20年4月1日厚生労働省告示第248号

はじめに

### 1. 方針のねらい

#### (1) 母子家庭等施策の必要性

我が国の年間離婚件数は、平成14年を最多に減少しているものの、母子家庭及び父子家庭(以下「母子家庭等」という。)、特に母子家庭の増加が顕著である。現実の母子家庭の置かれている生活実態や就業状況等を見ると、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することとなる。

母子家庭の母の場合、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断していたことに加え、事業主側の母子家庭に対する理解不足等により、その就職又は再就職には困難が伴うことが多い。また、保育所入所待機児童が今なお都市部で多い中で、就業しても低賃金や不安定な雇用条件等に直面することが多い。さらに、約8割の離婚母子家庭は養育費が支払われていない。こうしたことなどから、その84.5%が就業しているにもかかわらず、平均年収は213万円と低い水準にとどまっているのが現状である。臨時・パートタイムの形態での就労が43.6%となっており、依然としてその割合は高いままである。また、子どもの養育や教育のために収入を増やそうと複数の職場で就業したり、より良い就業の場の確保のために自らの職業能力を高めるなど、懸命な努力をする中で、中にはその努力が結果として健康面での不安を招き生活をより困難にしている場合もある。

こうしたことから、特に母子家庭施策については、子育てをしながら収入面・雇用条件等でより良い就業につき、経済的に自立できることが、母本人にとっても、子どもの成長にとっても重要なことであり、就業による自立支援の必要性が従来以上に高まっている。

一方、父子家庭については、既に家計の担い手として就業していた場合が多いことから、その平均収入は平成17年で421万円となっている。その一方で、近年は、家計面での困難があるとする者が増えているほか、母子家庭に比べて子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い。

また、離別後の子どもの養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、離婚により変わるものではない。子どもを監護しない親からの養育費は、子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないことから、親の子どもに対する責務の自覚を促し、子どもを監護する親は子どもを監護しない親に養育費を請求し、また、子どもを監護しない親は、その責務を果たしていくべきことを、社会全体が当然のこととする気運を醸成していくこととともに、更なる養育費確保に向けた取組を推進していく必要がある。

さらに、母子、父子を問わず親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、そのことが子どもの精神面に与える影響や進学のみならず、子どもの成長過程において生じる諸問題についても、十分な配慮が必要とされている。

このように、母子家庭等及び寡婦の抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っていることから、引き続き総合的な支援策を推進する必要がある。その際には、施策の実施主体は、精神面で支えを必要としている場合や養育能力や生活能力が欠けている場合において適切な援助を行うなど、生活について幅広く支援する仕組み、個々の世帯の抱える問題に対し相互に支え合う仕組みを活用するなど、きめ細かな配慮することが求められており、そうした観点から、母子寡婦福祉団体やNPO等様々な関係者と緊密に連携を図りながら、母子家庭等及び寡婦の置かれた状況に応じてきめ細かな支援を実施することが重要である。

#### (2) 母子家庭等及び寡婦福祉対策に関する国の基本方針

我が国における母子家庭等及び寡婦福祉対策は、昭和27年に戦争未亡人対策から始まり50年以上の歴史を持っているが、母子家庭等及び寡婦を巡る状況の変化に応じて、母子家庭

等及び寡婦福祉対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応すべく、平成 14年 11月 22日、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律(平成 14年法律第 119号)が成立した。

平成 14年の母子及び寡婦福祉法(昭和 39年法律第 129号)の改正は、母子家庭等及び寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いている。離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭等となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就業による自立を支援するため、福祉事務所(社会福祉法(昭和 26年法律第 45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する地方公共団体において、母子自立支援員が総合的な相談窓口となり、児童扶養手当等各種母子家庭等の支援策に関する情報提供、職業能力の開発、就職活動の支援を行う体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開してきている。また、国が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定することとなった。

この基本方針は、母子及び寡婦福祉法等の趣旨や母子家庭等及び寡婦の実態等を踏まえつつ、父子家庭も含めた母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

## 2. 方針の対象期間

この基本方針の対象期間は、平成 20年度から平成 24年度までの 5年間とする。

(第 1 略)

## 第 2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

### 1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性

#### (1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

母子家庭については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進とに主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとする。

その際、国、都道府県等(都道府県、指定都市及び中核市をいう。以下同じ。)並びに市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「市等」という。)が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

国は、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究を行ったり、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策の普及・啓発、また、関係者の研修等を行う。さらに、都道府県が市等における母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県等や市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県や市町村に対する支援を行う。

都道府県等及び市等では、この基本方針に即して、「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦施策を実施することが必要である。また、母子自立支援プログラム策定等事業、母子家庭等就業・自立支援事業等の自ら実施すべき施策を推進することが求められる。また、自ら母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策を検討し、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦への支援を行う。

都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市等における自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなど、市町村に対する支援を行うことが必要である。

市町村は、母子家庭等日常生活支援事業等の自ら実施すべき施策を推進するとともに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭等及び寡婦に対し、相談に応じ、施策や取組について情報提供を行うことが必要である。特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められる。

#### (2) 就業支援の強化

母子家庭等及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要である。特に母子家庭の母については、より一層、その置かれた状況を的確に把握し、その状況等に対応した施策を充実させていく必要がある。これまでも、母子家庭の母に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、母子家庭の母の雇用を促進するための事業主に対する助成金等の施策を実施しており、今後は、こうした施策を更に拡充し、母子家庭の母の自立と生活の向上を図っていく必要がある。

#### (3) 相談機能の強化

平成 15年度に、母子相談員の名称を母子自立支援員に改めるとともに、配置が市等にまで拡大され、業務も職業能力の向上と求職活動に関する支援が追加されている。

これにより、母子自立支援員は、母子家庭及び寡婦の抱えている問題を把握し、母子寡婦福祉団体等と連携し、その解決に必要なかつ適切な助言及び情報提供を行うなど、母子家庭及び寡婦に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担うことが求められる。また、地域における福祉の増進を図る児童委員においては、母子家庭等及び寡婦について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設及びサービスについて助言し、問題の解決に努めること等が重要である。

市等は、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行うため、母子自立支援員を適正に配置するほか、その資質の向上のための機会を提供すること等により、相談機能の強化を図ることが必要である。

また、都道府県及び市町村は、平成 20年 4月から実施される児童扶養手当の一部支給停止措置に関連する手続について、プライバシーの保護に配慮しつつ、必要な情報の提供や相談等を行う必要がある。

さらに、都道府県等及び市等においては、母子家庭等就業・自立支援センター等に養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取決め等に関する相談等を行うことが求められる。

#### (4) 福祉と雇用の連携

母子家庭等及び寡婦の早期自立を図るためには、早期の段階における支援が重要である。こうした観点から、母子家庭等及び寡婦を初期の段階で把握し、生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や、就業する際の子育て支援など、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠である。そのため、国の労働部局と都道府県及び市町村、また、都道府県及び市町村の福祉部局と産業労働部局が緊密に連携することが求められる。

## 2. 実施する各施策の基本目標

母子家庭等及び寡婦の自立を図るためには、①子育てや生活の支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的かつ計画的に推進することが不可欠であり、これを積極的に推進する。これにより、母子家庭等及び寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図る。

#### (1) 子育てや生活の支援策

母子家庭等が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるよう、保育所への優先入所、保育サービスの提供、公営住宅の積極的な活用の推進等、子育てや生活の面での支援体制の整備を促進する。

また、地域の相互扶助による子育てや生活の面での支援を推進する。

## (2) 就業支援策

母子家庭及び寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な職業あっせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進する。

## (3) 養育費の確保策

母子家庭等の児童が必ず養育費を取得できるよう、養育費支払についての社会的気運の醸成、養育費についての取決めの促進を図るなど、養育費確保面での支援体制の整備を促進する。

## (4) 経済的支援策

母子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度を利用しやすくするために、制度について積極的に情報提供を実施するほか、母子家庭及び寡婦の実態等に対応した貸付金制度の整備及びその適正な実施、関係職員に対する研修の実施等により、経済面での支援体制の整備を促進する。

## 3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

### (1) 国が講ずべき措置

- ① 公共職業安定所における就業あっせん(公共職業訓練の受講あっせんも含む。)  
ア 母子家庭の母等に対して、関係機関と連携し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施する。また、マザーズハローワーク等においては、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。  
イ 母子家庭等就業・自立支援事業の円滑な実施のため、母子家庭等就業・自立支援センターや市等の求めに応じて、必要な求人情報の積極的な提供を行う。  
ウ 生活保護受給者等就労支援事業の推進  
児童扶養手当又は生活保護を受給している母子家庭の母等に対して、公共職業安定所と福祉事務所が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を実施する。
- ② 公共職業訓練の実施  
公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母等を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、公共職業訓練を実施する。
- ③ 職業能力開発システム(ジョブ・カード制度)の推進  
母子家庭の母等の職業能力形成機会に恵まれない者の安定雇用への移行を促進するため、ジョブカードを活用したキャリア形成支援を行い、必要な者には座学と企業における実習を組み合わせた実践的な職業訓練の受講を推進する。
- ④ 特定求職者雇用開発助成金の活用  
母子家庭の母等就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定就職困難者雇用開発助成金について、事業主に対する周知を徹底するなどにより、その活用を推進する。
- ⑤ 試行雇用を通じた早期就職の促進  
母子家庭の母等に実践的な能力を取得させるなどにより、早期就職を促進するための、短期の試行雇用を実施する。
- ⑥ 中小企業雇用安定化奨励金の活用  
有期契約労働者から通常の労働者への転換を奨励するため、当該転換制度を新たに設け、実際に1人以上転換させた中小企業事業主に対して支給する中小企業雇用安定化奨励金を活用し、母子家庭の母の雇用の安定化を促進する。
- ⑦ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母の雇用の促進  
厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母の雇入れを促進するように努めるとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対して雇入れの要請を行う。
- ⑧ 事業主に対する母子家庭の母の雇用に関する啓発活動等の推進  
事業主に対し、母子家庭の母の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進する。
- ⑨ 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母の雇用に関する好事例の周知

母子家庭の母を積極的に雇用するなど、都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行う。

⑩ 母子自立支援プログラム策定等事業の支援

母子自立支援プログラム策定等事業がより多くの都道府県等及び市等で実施されるよう、母子家庭の母の就業意欲の醸成や就業促進につながる各種情報を提供する。

⑪ 母子家庭等就業・自立支援事業の支援

母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を実施している都道府県等及び市等に対し、母子家庭の母の就業促進につながる各種情報を提供する。

⑫ 母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮

母子福祉団体等母子家庭の母の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、適切な配慮を行う。

⑬ 再チャレンジ支援寄附金税制の周知

平成 19年度から、認定地域再生計画に基づき、地域において母子家庭の母等の積極的な雇用に取り組む会社に対する寄附について、税制上の優遇措置を講じており、本制度の周知を図る。

⑭ 母子家庭等に対する生活の場の整備

都市機構賃貸住宅について、母子家庭等に対する優先入居を推進する。また、民間賃貸住宅への母子家庭等の入居の円滑化を支援するため、高齢者居住支援センターによる家賃保証サービスの活用を推進するとともに、子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の情報提供等を行うあんしん賃貸支援事業を推進する。

⑮ 親の扶養義務の履行を確保するための施策の推進

養育費相談支援センターにおいて、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談に当たる母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員等に対する研修の実施、パンフレット等による普及・啓発等を行う。このほか、親の扶養義務の履行確保のために必要な支援を行う。

⑯ 母子福祉資金貸付金の貸付条件に関する配慮

母子福祉資金貸付金の貸付条件について、母子家庭の母の就業の支援が促進されるように配慮をして定める。

⑰ 効果的な母子家庭等及び寡婦施策を展開するための実態把握・研究

母子家庭等及び寡婦施策を効果的に推進するために、母子家庭等及び寡婦の就業状況、収入状況、養育費の取得状況などの実態を把握し、更に効果的な支援策についてその研究・検討を進める。

(2) 都道府県及び市町村が講ずべき措置に対する支援

都道府県及び市町村が以下の措置を講ずるに際しては、国は、母子家庭等及び寡婦が必要なサービスを適切に受け取ることができるよう母子自立支援員を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を講じていくものとする(実施主体について特に記載がない場合は都道府県及び市町村を指すものとする。また、対象について特に記載のない場合は、母子家庭を対象とするものとする。)

① 子育て支援、生活の場の整備

ア 保育所優先入所の推進等(実施主体：市町村 対象：母子家庭等)

(a) 就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子家庭等の優先的取扱いなど、母子家庭等の児童が保育所に優先的に入所することができるような取組を推進

(b) 延長、休日、夜間、病児・病後児保育や一時預かりを実施

(c) 待機児童への対応や仕事と子育ての両立支援として、家庭的保育事業やファミリー・サポート・センター事業を活用

イ 放課後児童クラブの優先的利用の推進(実施主体：市町村 対象：母子家庭等)

放課後児童クラブについても、その設置を推進するとともに、母子家庭等の児童が優先的に利用できるような取組を推進

ウ 母子生活支援施設の整備・機能の拡充

(a)小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設を設置

母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち早期に自立が見込まれる者を対象に、地域社会の中の小規模な施設で、本体施設と十分な連携を図りながらその自立を重点的に支援する小規模分園型(サテライト型)の母子生活支援施設の設置を推進

また、公設民営方式による施設整備を推進するとともに、その場合であっても母子保護及び自立促進等の機能を十分に果たせるよう必要な体制を整備

(b)母子生活支援施設への保育機能の付与(対象：母子家庭等)

母子生活支援施設の機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童を対象とする保育機能(夜間・延長保育や入所待機の解消などのニーズにも対応)の充実を図り、地域の母子家庭等の子育てと仕事の両立を支援

エ 公営住宅の積極的活用の推進(優先入居の推進等)等

(a) 公営住宅の優先入居等

公営住宅の借上げ制度の活用を推進しつつ、母子家庭等に対する優先入居を推進

(b) 民間賃貸住宅への入居の円滑化

民間賃貸住宅への母子家庭等の入居の円滑化を支援するため、子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の情報提供等を行うあんしん賃貸支援事業の実施を推進  
オ 身元保証人確保対策事業の実施

母子生活支援施設等を退所する母子家庭等が、身元保証人を得られず、住居を借りる際に困難となることがないように、身元保証人確保のための支援を推進

カ 母子家庭等日常生活支援事業の実施(対象：母子家庭等)

(a) 母子家庭等が母等の修学や疾病等の事由により一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員を母子家庭等の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等日常生活の支援を行う母子家庭等日常生活支援事業の実施を推進

(b) 母子家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、昼間、夜間などの多様な時間帯の利用を推進するとともに、出張等の場合に対応できる宿泊型事業を活用

(c) 母子家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、事業の一部を母子寡婦福祉団体、NPO、介護事業者等に委託することができるものとし、家庭生活支援員として、母子家庭の母等を積極的に活用していくとともに、その資質の向上を図るため、講習会を実施

キ 子育て短期支援事業の実施(実施主体：市町村 対象：母子家庭等)

(a)短期入所生活援助(ショートステイ)事業の実施

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、母子家庭等の児童を短期間預かるショートステイ事業の実施を推進

(b) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業の実施

保護者が仕事等の理由により帰宅が夜間になる場合や休日の勤務、緊急の場合の宿泊に対応するトワイライトステイ事業の実施を推進

ク ひとり親家庭生活支援事業の実施(対象：母子家庭等)

母子家庭等の生活基盤の安定を図るため、生活支援講習、土日・夜間電話相談、児童訪問援助(大学生等によるホームフレンド)、情報交換の場の提供、健康支援等、各種事業をメニュー化し、地域の実情に応じて選択するとともに、実効性の高い事業を実施

② 就業支援策

ア 母子自立支援プログラム策定等事業の実施(実施主体：都道府県等及び市等 対象：児童扶養手当受給者等)

(a) 個々の母子家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を実施。また、就業意欲を醸成するため、ボランティア活動等を行う就職準備支援コース事業を実施

(b) 事業の実施に当たっては、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時、受給から5年経過した時等あらゆる機会をとらえ、対象者に対する事業の紹介に努める等、自立が見

込まれる対象者のプログラム策定に着実につながるよう、効率的かつ効果的に実施  
イ 母子家庭等就業・自立支援事業の実施(実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭等及び寡婦)

(a) 就業に関する専門的な知識や相談経験のある者による就業相談、就業支援講習会等、就業情報の提供、在宅就業の支援、母子自立支援員を始めとする就業支援関係者の研修等、一貫した就業支援サービスを提供したり、母子生活支援施設と連携を図りながら、母子家庭等及び寡婦の地域生活の支援や養育費の取決めを促進するための専門相談を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施

(b) 就業支援講習会の実施

母子家庭の母及び寡婦の能力開発に資するため、就業支援講習会を実施具体的には、

- ・ 就職に結びつく確率の高い内容の講習を重点的に実施
- ・ 求職活動や起業のノウハウについて講習を実施
- ・ 受講者のために託児サービスを提供
- ・ 講習会の実施に当たり、公共職業能力開発施設、女性就業援助センター等既存の施設を有効に活用
- ・ 無業者等が就業するに際して、必要に応じて職場体験を行う機会を提供

(c) 母子家庭の母及び寡婦が身近な地域で支援を受けられるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同種の事業を地域の実情に応じ選択し実施する一般市等就業・自立支援事業を実施

(b) 都道府県等と市等は、十分な連携を図りながら母子家庭等就業・自立支援事業を実施。

また、自ら事業を実施することのほか、母子寡婦福祉団体、NPO、社会福祉協議会等に全部又は一部を委託するなど既存の施設・人材等を積極的に活用

ウ より良い就業に向けた能力の開発

(a) 母子家庭自立支援給付金(自立支援教育訓練給付、母子家庭高等技能訓練促進費)の活用(実施主体：都道府県等及び市等)

- ・ 自立支援教育訓練給付

都道府県等及び市等は、その長が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給

- ・ 母子家庭高等技能訓練促進費

都道府県等及び市等は、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上修業する場合で、就業(育児)と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付金及び入学金の負担軽減のための一時金を給付

(b) 技能習得期間中の技能習得資金及び生活資金の貸付け制度の活用(実施主体：都道府県等対象：母子家庭及び寡婦)

公共職業能力開発施設等における技能習得を支援し、技能を習得している期間中の生活保障のため、適正な償還期間を設定の上、技能習得資金及び生活資金の無利子貸付けを活用

(c) 保育士資格の取得の促進(実施主体：都道府県及び指定都市)

- ・ 家庭的保育事業の補助員としての経験を保育士養成施設における保育実習とする取扱い
- ・ 家庭的保育事業の補助員としての経験を受験に必要な実務経験に算入

エ 母子家庭及び寡婦の状況に応じた就業あっせん(公共職業安定機関等との連携)(実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭及び寡婦)

(a) 都道府県等及び市等は、母子自立支援員を配置し、児童扶養手当の手続を行う際等に、公共職業安定機関等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談等を実施

(b) 都道府県等及び市等は、公共職業安定機関等と連携し、地域における労働市場の状況に係る情報の提供等その支援を受けつつ、母子自立支援員等就業支援関係者に対する研修を実施

オ 公共職業訓練の実施(実施主体：都道府県)

都道府県は、公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母等を含めた求職者がその職業



能力の開発及び向上を図ることを促進するため、公共職業訓練を実施  
カ 所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援

(a) 母子家庭の母及び寡婦に対する起業支援(実施主体：都道府県等 対象：母子家庭及び寡婦)

母子家庭の母や寡婦が共同して起業する場合において母子福祉資金貸付金(事業開始資金)を貸付け、また、母子家庭の母及び寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施

(b) 公共的施設における雇入れの促進(対象：母子家庭及び寡婦)

都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭及び寡婦の雇入れを促進

(c) 母子寡婦福祉団体等への優先的な事業発注の推進(対象：母子寡婦福祉団体等)

売店の優先許可の普及や、都道府県や市町村の機関による清掃業務の委託等母子寡婦福祉団体等に対する優先的な事業発注を推進

キ 母子家庭の母の雇用に関する啓発活動等・情報提供

(a) 事業主や都道府県及び市町村の関係団体に対して母子家庭の母の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進

(b) 母子家庭の母を積極的に雇用するなどの企業等における母子家庭の母の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うとともに、その企業等の公表や表彰等を実施

ク 母子寡婦福祉団体、NPO等に対する支援

(a) 職業紹介事業を行う母子寡婦福祉団体等への支援(対象：母子寡婦福祉団体等)

職業紹介事業を行う母子寡婦福祉団体や NPO等に対し、公共職業安定所や福祉人材センターと連携しつつ求人情報の提供等を実施

(b) 母子寡婦福祉団体が行う事業に対する支援(実施主体：都道府県 対象：母子寡婦福祉団体)

母子寡婦福祉団体が、母子家庭の母等の福祉の増進を図るための事業(社会福祉事業、職業紹介事業、労働者派遣事業、信用保証業等)を行う場合に母子福祉資金貸付金制度を活用

(c) 母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮

母子福祉団体等母子家庭の母の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、地方公共団体が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、適切に配慮

③ 養育費の確保策

ア 広報・啓発活動の推進

母子寡婦福祉団体、NPO等の関係団体と連携して、養育費の支払に関する広報・啓発活動を推進

イ 相談体制の拡充

(a) 養育費に関する専門知識を有する相談員の配置(実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭等)

養育費の取決めや支払の履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施するため、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置

(b) 特別相談事業の拡充(実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭等)

特別相談事業としての法律相談について、実施回数を増やすなど、その事業を充実

(c) 母子自立支援員や婦人相談員等に対する養育費に関する研修の実施

母子自立支援員、婦人相談員、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する研修を実施

(d) 母子寡婦福祉団体、NPO等への支援(対象：母子家庭等)

母子家庭等に対して、養育費相談や情報提供活動を実施する母子寡婦福祉団体や NPO等に対し、情報提供等の支援を実施

ウ 情報提供(対象：母子家庭等)

母子家庭等に対し、養育費取得手続、相談窓口などについて、行政(児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等)や関係団体による情報提供活動を推進

#### ④ 経済的支援策

ア 母子寡婦福祉貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施(実施主体：都道府県対象：母子家庭及び寡婦)

母子家庭や寡婦に対して、母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に推進するほか、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施

イ 児童扶養手当に関する情報提供及び適正な給付業務の実施(実施主体：都道府県及び市町村)

母子家庭の母に対して、児童扶養手当制度に関する情報の提供を積極的に推進するほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付業務を実施

ウ 児童扶養手当窓口における相談及び情報提供等適切な自立支援の実施(実施主体：都道府県等及び市等)

児童扶養手当窓口において、母子自立支援員等による就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進するなど、母子家庭の母に対する適切な自立支援を実施

#### (3) 基本方針の評価と見直し

① 基本方針の見直しに当たっては、見直し前に、基本方針に定めた施策の評価を行う。この評価は、第1に掲げた母子家庭等及び寡婦の動向に関して調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

#### ② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は、公表する。

#### ③ 基本方針の見直し

①の評価により得られた結果は、基本方針の見直しに際して参考にする。

#### (4) 関係者等からの意見聴取

基本方針の見直しに当たっては、母子寡婦福祉団体、NPO、都道府県や市町村、母子生活支援施設関係者など、母子家庭等及び寡婦施策関係者からの意見を聴取するとともに、パブリックコメントを求める。

#### (5) その他

① 母子家庭等及び寡婦施策を実施するに当たっては、母子寡婦福祉団体、NPOその他関係団体に対し適切な支援を行うとともに、これら関係団体、児童委員及び施策に関係する部局とも十分な連携を図りつつ実施する。

② 効果的な母子家庭等及び寡婦施策の在り方について研究・検討を行う。

③ 母子家庭等及び寡婦施策に従事する職員により母子家庭等及び寡婦を巡る状況の理解、母子家庭等及び寡婦施策の習熟及びプライバシーへの十分な配慮が促進されるよう、職員の資質向上のための研修等を実施する。

### 第3 都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

都道府県等及び市等が、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定する場合には、次に掲げる指針を踏まえ策定することが適当である。

#### 1. 手続についての指針

##### (1) 計画の期間

母子家庭及び寡婦自立促進計画(以下「計画」という。)の運営期間は、5年間とする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

##### (2) 計画策定前の手続

#### ① 調査・問題点の把握

計画を策定するに当たっては、まず、次の事項について調査し、活用可能な既存のデータ等を基に評価・分析し、当該地域における母子家庭等及び寡婦の現状における問題点を把握する。

ア 母子家庭等及び寡婦の数(離死別や未婚等の原因ごとの数)

- イ 母子家庭等における子どもの状況(人数、性別、年齢、就学状況等)
- ウ 平均年間所得(就業形態ごと就業種別ごとの額)
- エ 就業率(就業形態ごと、就業種別ごとの率)
- オ 母子家庭等の養育費の取決め率、取得率及び平均額
- カ 母子家庭等及び寡婦の住居の状況
- キ 母子家庭等のうち、その児童が保育所への入所を待機している世帯数
- ク 当該地域の公共的施設における母子家庭の雇用状況
- ケ その他当該地域の母子家庭等及び寡婦の自立促進にとって重要な数値

## ② 基本目標

①の調査・問題点の把握に基づいて、計画の基本目標を明確にする。

## ③ 関係者等からの意見聴取

計画の策定に当たっては、当該地域の母子寡婦福祉団体、NPO、母子生活支援施設職員等母子家庭等及び寡婦施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

## (3) 基本計画の評価と次期計画の策定

### ① 評価

計画の運営期間の満了前に、計画に定めた施策について評価を行う。

この評価は、(2)①の調査項目について調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

### ② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は、公表する。

### ③ 次の計画の策定

①の評価により得られた結果は、次の計画を策定するに際して参考にする。

## 2. 計画に盛り込むべき施策についての指針

### (1) 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項としては、1. (2)①で把握した問題点を記載する。

### (2) 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項としては、第2の1.を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等において今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性を記載する。

さらに、第2の2.を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等が計画に基づいて実施する各施策の基本目標を記載する。

### (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

①子育て支援、生活の場の整備、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策、⑤その他の各項目について、(1)に記載した問題点を解消するために必要な施策として、次のものを記載する。

#### ① 厚生労働大臣が提示した施策メニュー

第2の3.(2)に掲げられた施策のうち、当該都道府県等及び市等において実施する施策

#### ② 都道府県等及び市等独自の施策メニュー

第2の3.(2)に記載されていない施策であって、当該都道府県等及び市等が独自で実施する施策